

# 個人情報保護管理規程

全国鐵構工業厚生年金基金

## 個人情報保護管理規程

### (目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「法」という。）及び関連する法令等に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、全国鐵構工業厚生年金基金（以下「基金」という。）における加入員、受給待期者及び受給者（以下「加入員等」という。）の個人情報の漏えい・滅失・き損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

### (利用の目的)

第2条 基金は、あらかじめ公表した利用目的の範囲内で、個人情報を取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基金は利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、基金は、次に掲げる場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき又は本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人データを取り扱うことができる。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### (公表等)

第3条 基金は、個人情報を取り扱うにあたって、基金の窓口に備え付けることにより、次の各号に掲げる事項を公表することとする。

一 当該基金の名称

二 個人データの利用目的

三 加入員等からの本人が識別される当該個人データの開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者提供の停止（以下「開示等」という。）の求めに応じる手続

四 苦情又は相談の窓口

2 前項第三号の開示等の求めを受け付ける方法は、理事長が別に定める。

3 基金は、加入員等からの開示等の求めに応じて、求められた措置を行った場合又は行わない場合は、その旨を本人に通知することとする。

### (管理組織等)

第4条 基金に個人データ管理責任者を置き、常務理事をもってこれに充てる。

2 基金は、加入員等からの個人情報の取扱いに関する苦情又は相談の窓口を庶務係に設置する。

3 前2項に定めるもののほか、基金の個人情報保護に必要な体制に関する事項は、理事長が別に定める。

(個人データ管理責任者の責務)

第5条 個人データ管理責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督等を適切に行い、基金の個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理する。

(守秘義務)

第6条 基金の役職員は、業務上知り得た個人データの漏えい等又は不当な目的への使用をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報データベース等の管理)

第7条 個人情報データベース等を取り扱う職員及びその権限は、理事長が別に定めるものとする。

2 前項の権限を与えられた職員は、職務の遂行上必要な限りにおいて個人情報データベース等を取り扱う。

3 前2項に定めるもののほか、個人情報データベース等への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事長が別に定める。

(教育及び研修)

第8条 基金は、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう、役職員に対し、個人情報保護に関して必要な教育及び研修を行う。

(個人データの廃棄及び消去)

第9条 個人データが記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人データ管理責任者の指示に従い、個人データを読取不可能な状態にしなければならない。

2 コンピュータ及び磁気媒体等の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、個人データ管理責任者の指示にしたがい、コンピュータ及び磁気媒体等の個人データを復元不可能な状態にしなければならない。

(外部委託)

第10条 個人データに関する処理は、別に定める選定基準を満たし、次の各号に掲げる事項を契約書等に明記することを了承した業者に限り、外部に委託することができる。

一 個人データを、委託契約の範囲以外に利用しないこと。

二 個人データの加工、改ざん及び複写又は複製をしないこと(委託契約の範囲内のものを除く)。

三 利用目的達成後の当該個人データは、基金に返却又は委託先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること。

四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと。契約終了後も同様とする。

五 前四号に違反した場合及び違反により事故が生じた場合には、直ちに基金に報告を行うこ

と。

六 第一号から第四号に違反したことにより基金に障害が生じた場合には、損顔賠償を行うこと。

七 当該個人データの取り扱いの再委託を行う場合は、基金にその旨を文書で報告すること。また、再委託先において前六号の規定を遵守させること。

#### (第三者提供)

第11条 基金は、第三者が次の各号に掲げる事項を遵守することを承諾した場合に限り、個人データを当該第三者に提供することができる。

一 当該個人データの改ざん及び複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く）をしないこと。

二 当該個人データの保管期間を明確にすること。

三 利用目的達成後の当該個人データは、基金に返却又は提供先において適切かつ確実に廃棄若しくは消去すること。

四 当該個人データの漏えい等又は盗用をしないこと。

2 前項の第三者提供を行う場合は、基金は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、基金は、次に掲げる場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき又は本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができる。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4 第2項の規定にかかわらず、基金は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を本人に通知又は公表した場合は、本人の同意を得ることなく、個人データを当該第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供する個人データの項目。

三 第三者への提供の手段又は方法。

四 本人の求めに応じて当該本人の識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

5 基金は、他の個人情報取扱事業者又は行政機関が保有する個人データ等の提供を受ける場合は、第1項各号の規定を遵守するものとする。

#### (監査)

第12条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年1回実施する。

2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人データ管理責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

#### (損害賠償)

第13条 基金の役職員は、個人情報の漏えい等により、基金に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負う。

(懲戒)

第14条 基金の職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、就業規則に基づき、懲戒する。

2 基金の役員が、本規程又は関連規程に違反した場合は、代議員会の議決に基づき懲戒する。

(実施規定)

第15条 この規程に定めるもののほか、基金の個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

第1条 本規程は平成17年4月1日より実施する。

## 全国鐵構工業厚生年金基金個人情報保護管理規程細則（開示受付方法）

### （目的）

第1条 本細則は、個人情報保護管理規程（以下「規程」という。）第3条第2項に定める加入員等からの開示等の求めの受付方法を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本細則において特に定めのない限り、用語は規程で用いられている意味で用いる。

### （開示等の受付方法）

第3条 加入員もしくはその代理人は、基金に対し開示等を求めるときには、別紙1に定める様式（以下「申出書」という。）に必要事項を記載し、加入員証の写しを添付の上、第5条に定める基金の個人情報に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）に郵送にて提出するものとする。ただし、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者提供の停止を求めるときには、設立事業所の事業主を経由して相談窓口へ提出するものとする。

2 受給待期者及び受給者もしくはその代理人は、基金に対し開示等を求めるときには、申出書に必要事項を記載し、裁定通知書（未裁定者にあつては、裁定請求に使用する加入員証等）の写しを添付の上、提出するものとする。

3 第2項において、代理人が基金に対し開示等を求めるときには、各項に定める書類に加え、別紙2に定める様式（以下「委任状」という。）および当該代理人の身分証明書の写しを添付するものとする。

### （結果通知）

第4条 基金は、前条の申出書を受理した場合は、速やかに、当該個人データに関して、申出書に記載された対応の要望を検討し、対応した場合はその内容、対応しない旨の決定を行った場合（一部対応しない旨の決定した場合を含む。）はその理由を別紙3に定める様式にて、申し出た加入員もしくはその代理人に通知する。

### （相談窓口）

第5条 基金の個人情報に関する相談窓口は以下とする。

全国鐵構工業厚生年金基金 庶務係

### （実施日）

第6条 本規程は、平成17年4月1日より適用する。

## 全国鐵構工業厚生年金基金個人情報保護管理規程細則（権限規程）

### （目的）

第1条 本細則は、個人情報保護管理規程（以下「規程」という。）第7条第1項に定める職員及びその権限、ならびに第7条第3項に定める必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本細則において特に定めのない限り、用語は規程で用いられている意味で用いる。

### （個人情報データベース等を取り扱う職員）

第3条 基金において、個人情報データベース等を取り扱う職員は次に掲げるものとする。

全国鐵構工業厚生年金基金 庶務係

全国鐵構工業厚生年金基金 業務係

2 前項にかかわらず、個人データ管理責任者は、個人情報データベース等を取り扱うことができる。

### （権限）

第4条 前条に掲げる職員について、個人データの取扱権限は以下のとおりとする。

課長以上の者 取得、保存、閲覧、更新、削除、外部提供

課長未満の者 取得、保存、閲覧、更新

### （禁止事項）

第5条 第3条に掲げる職員は個人情報データベース等への不当なアクセスは行わない。

2 前項の規程に違反した場合は、規程第14条の対象とする。

### （事故防止対策）

第6条 第3条に掲げる職員が、個人情報データベース等にアクセスし、個人データを更新する場合は、更新の履歴を残すものとし、課長以上の検印を受けるものとする。

### （実施日）

第7条 本規程は、平成17年4月1日より適用する。

(基金用管理番号)

No. \_\_\_\_\_

別紙 1

開示等申出書

全国鐵構工業厚生年金基金 御中

事業主使用欄	
事業所名	
事業主 確認印	

私（もしくは代理人）は、以下のとおり、私の個人データについての開示等を請求します。

申出日			
本人氏名		本人印	
加入員番号 又は受給権者番号	[加入員番号・受給権者番号] (どちらかに○)		
住所 (結果送付先)	〒 ー		
電話番号	( )		
代理人氏名 (代理人が申請する場合)		代理人 印	
請求内容 (いずれかに○)	開示 ・ 訂正 ・ 追加 ・ 削除 利用の停止 ・ 消去 ・ 第三者提供の停止		
開示等の対象項目	対象に○	項目	
		氏名	
		住所	
		生年月日	
		年金額	
		一時金額	
		年金支給開始年月	
		資格得喪記録	
		算定給与履歴	
		その他（具体的に記載）	



(基金用管理番号)

No. \_\_\_\_\_

別紙 2

## 委 任 状

私は全国鐵構工業厚生年金基金の保有する個人情報の

開示 ・ 訂正 ・ 追加 ・ 削除

利用の停止 ・ 消去 ・ 第三者提供の停止

(注：いずれかに○)

に関する請求の代理人として \_\_\_\_\_ を選任します。

平成 年 月 日

[加入員番号・受給権者番号]

(どちらかに○)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事業主使用欄	
事業所名	
事業主 確認印	

(基金用管理番号)

No. \_\_\_\_\_

別紙3

### 結 果 通 知 書

全国鐵構工業厚生年金基金

平成 年 月 日付で請求のあった個人データ開示等の申出に対しては、以下のとおり回答します。

本人氏名	
加入員番号 又は受給権者番号	[加入員番号・受給権者番号] (どちらかに○)
請求内容 (いずれかに○)	開示 ・ 訂正 ・ 追加 ・ 削除 利用の停止 ・ 消去 ・ 第三者提供の停止
決定内容 (いずれかに○)	開示を行う ・ 一部開示を行う 開示等を行わない
開示等を行う場合はその内容・行わない場合（一部行わない場合を含む）はその理由	
回答日	
回答者	

全国鐵構工業厚生年金基金個人情報保護管理規程第3条により次のとおり公表する。

全国鐵構工業厚生年金基金における個人情報の取扱いについて（公表）

☆個人情報取扱事業者の名称等
<p>【事業所の名称】 全国鐵構工業厚生年金基金</p> <p>【事業所の所在地】 〒104-0033 中央区新川2-6-8 YHビル</p> <p>【電話番号】 03-3552-2071</p> <p>【FAX番号】 03-3552-2072</p>
☆個人データの利用目的
<p><input type="checkbox"/> 年金及び一時金の給付管理</p> <p><input type="checkbox"/> 年金、一時金の裁定に関する書類の送付（裁定請求書・通知書、年金証書等）</p> <p><input type="checkbox"/> 現況届及び支払通知書、源泉徴収票の送付</p> <p><input type="checkbox"/> 会報誌等の送付</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉施設事業に関する通知</p> <p><input type="checkbox"/> 団体保険代理店への提供</p>
☆個人データの共同利用
<p><input type="checkbox"/> 設立事業所</p> <p>【目的】 退職給付額の計算、年金相談等</p> <p>【提供データ】 氏名、生年月日、加入履歴、基準給与額、その他給付額計算の基礎となる項目並びに給付額</p> <p>【提供方法】 原則として郵送</p> <p><input type="checkbox"/> 団体保険代理店</p> <p>【目的】 がん保険等団体保険取扱の募集</p> <p>【提供データ】 加入員・・・会社名、氏名</p> <p>【提供方法】 磁気媒体</p> <p>【提供時期】 年1回</p>

☆個人データの開示・訂正

【申出先】

全国鐵構工業厚生年金基金

【提出時の記載事項等】

原則として所定の様式による

本人確認のための添付書類：加入員証（写し）等本人を確認できるもの

【代理人による請求の場合】

本人の委任状（自著・捺印）及び代理人の署名・捺印、身分を証明できる書類（写し）

【共同利用事業所の場合】

社名、事業主名、捺印

☆個人データの利用停止の手続き

【申出先】

全国鐵構工業厚生年金基金

【提出時の記載事項等】

原則として所定の様式による

本人確認のための添付書類：加入員証（写し）等本人を確認できるもの

【代理人による請求の場合】

本人の委任状（自著・捺印）及び代理人の署名・捺印、身分を証明できる書類（写し）

【共同利用事業所の場合】

社名、事業主名、捺印

個人情報に関する苦情・相談窓口

【申出先】

全国鐵構工業厚生年金基金

【受付時間】

就業時間内（月～金 9：00～17：00）